

豊川市物品購入契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の物品(以下「契約物品」という。)の売買契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、これを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一般的損害)

第3条 契約金額は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとし、履行前に発注者、受注者双方の責めに帰することができない理由により損害を生じた場合といえども受注者がこれを負担する。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第4条 受注者は、天災、地震等やむを得ない理由により納入期限までに契約物品を完納することができないときは、発注者に対し遅滞なくその理由、納入することができる期日等を記載した書面をもって納入期限の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定めなければならない。

(検査及び引渡し)

第5条 発注者は、受注者から契約物品の納入があったときは、その日から起算して10日以内に受注者の立会いの上、これを検査し、合格と認めたものに限り引渡しを受けるものとする。

2 受注者は、検査の結果、不合格のものがあつたときは、発注者の指定する期日内に完全なものを納入しなければならない。この場合、再度の納入を契約物品の完納とみなして前項の規定を適用する。

3 発注者は、第1項の検査にあたり必要があると認められるときは、契約物品を最小限度破壊し、若しくは分解し、又は試算して検査することができる。この場合に要する費用は、受注者の負担とする。

(契約金の支払)

第6条 受注者は、前条第1項の検査に合格したときは、書面をもって契約金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、受注者の提出する適法な請求書を受理した日から30日以内に契約金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第7条 発注者は、引き渡された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることを発見したときは、受注者に対して契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催促をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第2項の規定は、第1項に規定する不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、適用しない。

4 受注者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における申出)

第8条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により納入期日までに契約物品を完納することができないときは、遅滞なく理由を付した書面をもって発注者に申し出なければならない。

(発注者の任意解除権)

第9条 発注者は、契約物品の納入が完了するまでの間は、次条から第13条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 受注者が、正当な理由なく、納入期限まで、又は納入期限経過相当の期間内に契約物品を完納する見込みが明らかにないと認められるとき。

(2) 受注者が、故意に契約の履行を延期し、又は契約物品を粗雑にし、品質若しくは数量に関し不正な行為があつたとき。

(3) 受注者が、発注者の行う契約物品の検査等に際し、検査職員その他発注者の指定する職員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 正当な理由なく、第7条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反して、契約金債権を譲渡したとき。

(2) 納入期限までに契約物品の納入を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者が契約物品の納入の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約を

- した目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないうちにその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第15条又は第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除できるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に、契約金債権を譲渡したとき。
- (7) 前号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第13条 発注者は、受注者がこの契約に関し次項各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (3) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

3 受注者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定に関わらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第2号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に豊川市入札等心得書(工事・委託)第8条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているにもかかわらず、前項第1号又は第2号のいずれかに該当するとき。

4 前2項の規定に関わらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第10条各号又は第11条各号又は第12条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第10条から第12条までの規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約物品の納入が不可能となったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の通知)

第18条 発注者又は受注者は、第9条から第13条まで、及び第15条から第16条までの規定により契約を解除するときは、遅延なくその旨を発注者又は受注者に通知しなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限までに契約物品の納入を完了することができないとき。
 - (2) 第7条第1項に規定する契約不適合があるとき。
 - (3) 第10条から第12条までの規定により、契約物品の納入後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないうち又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第10条から第12条までの規定により契約物品の納入前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつ

- たとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
 - 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
 - 5 第1項第1号の場合に該当し、発注者が損害金を要求する場合の請求額は、遅延日数に応じた未履行部分相当額（消費税額を除く。）に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
 - 6 前項の損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金に100円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。
- （受注者の損害賠償請求等）**
- 第20条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第6条第2項の規定による契約金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
- （妨害又は不当要求に対する届出義務）**
- 第21条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等であって、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、発注者の調達契約等からの排除措置を講じることがある。
- （紛争の解決）**
- 第22条 この契約に関し、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者との協議解決を図ることができる。
- （補則）**
- 第23条 この約款に定めのない事項については、豊川市契約規則（昭和45年豊川市規則第15号）によるほか必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。